

「ひろしま県民だより」企画・コンテンツ制作等業務委託仕様書

1 委託業務名

「ひろしま県民だより」企画・コンテンツ制作等業務

2 業務期間

令和8年4月14日から令和9年3月31日までとする。

3 趣旨

県が広く県民の皆様に重点的に発信したいテーマの県政情報を中心に、より分かりやすく効果的に発信し、県施策の認知、共感につなげることを目的として、広島県ホームページに掲載する「ひろしま県民だより」（以下「県民だよりWEB版」という。）の企画・コンテンツ制作等の業務及び広報紙「ひろしま県民だより」（以下「県民だより紙版」という。）の編集等の業務について、専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者へ委託する。

4 業務の内容（詳細は別紙のとおり）

(1) 県民だよりWEB版の企画・コンテンツ制作

年間4回公開する県民だよりWEB版の企画及びコンテンツを制作する。

(2) 県民だよりWEB版の閲覧者増加に向けた方策

若年層を主なターゲットとして、WEB広告（ディスプレイ広告、SNS広告）やその他効果的な方法により県民だよりWEB版への流入を図り、アクティブユーザー●万人（企画提案に基づき記載する。ただし、10万人以上とする。）以上の閲覧を確保する。

(3) 県民だより紙版の編集

(1)の制作した県民だよりWEB版のコンテンツを、年間4回発行する県民だより紙版に編集する。また、視覚障害者向けに、点字版、テープ版・デイジー版を制作し、発送する。

5 県との打ち合わせ等

委託業務の実施状況を定期的に報告（月1回以上を目安）し、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施するものとする。

また、打合せをする必要が生じた場合には、これにかかわらず県の求めに対応するものとする。

6 業務の執行体制

本業務に必要な人員を配置し、責任者、副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務を行うこと。

- ・ 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業との密接な連絡・調整を行うこと。
- ・ 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・ 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

7 成果物

(1) 県民だよりWEB版の企画・コンテンツ制作

県が別途指示する期限までに、ウェブサイトへの掲載に対応した形式で納品すること。

(2) 県民だより WEB 版の閲覧者増加に向けた方策

県と連携して分析ツール等を活用し、方策の実施結果・検証等を県に報告すること。

(3) 県民だより紙版の編集

県民だより紙版の印刷・配布に関して別途委託する「「ひろしま県民だより」の（印刷・配布）業務」の受託者に、その印刷スケジュールに間に合うよう提出すること。また、視覚障害者向けの点字版、テープ版・デジ版を、県が別途指示する者に発送すること。

※納品形式については Adobe Illustrator 形式及び PDF 形式での納品とする。

【仕様書別紙】

(1) 県民だより WEB 版の企画・コンテンツ制作

規格等	<p>1 県民だより WEB 版のトップページの URL https://www.pref.hiroshima.lg.jp/davori/</p> <p>2 該当号（年間4回） 令和8年7月1日号、令和8年10月1日号、令和9年1月3日号及び令和9年4月1日号</p> <p>3 各号の構成案 ①県が選定するテーマに沿った特集（メイン、サブ）、②県が選定する催し、お知らせ、募集、試験等の一覧、③県が選定する人やスポーツ団体などの紹介、④読者プレゼントコーナー など</p> <p>※上記以外の項目も追加可能。 具体的な構成は、提案者の企画を基に県と協議する。</p>
業務内容	<p>1 業務工程の提案、これに基づく県（広報課・担当課）との打合せ</p> <p>2 現在のひろしま県民だよりの WEB ページを参考としたデザインカンプの作成</p> <p>4 対談やインタビュー、取材・原稿作成・編集等の実施</p> <p>5 写真・イラスト・カット等の手配、デザインの実施</p> <p>6 校正その他編集</p> <p>7 県（広報課・担当課）との確認調整、広報課への完成データ納品</p> <p>8 広島県ホームページに掲載している「ウェブアクセシビリティ対応方針」に合致する点字・音声版等のデジタルデータの作成と納品</p> <p>9 読者プレゼントの手配（支払いも含む）、読者からの応募の受付（葉書・WEB）、抽選及び当選者へのプレゼントの発送</p> <p>【留意事項】</p> <p>※ 上記1については、「(3) 県民だより紙版の編集」に係る「業務内容」の1と合わせて行う。</p> <p>※ 上記4については、著作権、肖像権などに配慮すること。人物や企業等を写真撮影する際は、県民だより紙版への掲載についても、対象者に意向確認を行うこと。また、制作物の著作権は県に帰属するものとし、他媒体での活用も可能（再編集も含む。）とすること。</p> <p>※ 上記7については、受託者が広島県立視覚障害者情報センターと別途契約し、制作、発送及びデジタルデータの作成を委託することとし、その費用は当委託業務に含めること。</p> <p>※ 上記6及び7で納品されたデータを広島県ホームページに掲載する際のコーディングは、県において行う。</p> <p>※ 上記8については、読者からの応募時にひろしま県民だよりに係るアンケートを行い、応募受付締め切り後に集計した結果を県に報告すること。なお、アンケートの内容については、県と協議して決定すること。</p>

(2) 県民だより WEB 版の閲覧数増加に向けた方策

規 格 等	<p>1 次に掲げる県民だより WEB 版の公開後、毎回、●（企画提案に基づき記載する。）等を実施し、県民だより WEB 版への流入を図る。</p> <p>2 該当号（年間4回） 令和8年4月1日号、令和8年7月1日号、令和8年10月1日号及び令和9年1月3日号</p> <p>3 ひろしま県民だよりの認知を図るため、年間を通して県民だよりの認知させる広告を実施する。</p> <p>【留意事項】</p> <p>※ 「01 県民だより WEB 版の企画・コンテンツ制作」に係る「規格等」に記載の号とは異なる。</p>
業務内容	<p>1 方策の内容、想定値及びその考え方を県に示し、県の合意を得る。</p> <p>2 必要に応じてデザイン等の制作を行う。</p> <p>3 方策の実施後、速やかに実績値と考察をまとめ、県に提出・報告する。</p>
そ の 他	<p>著作権、肖像権などに配慮すること。（制作物の著作権は県に帰属するものとし、他媒体での活用も可能（再編集も含む）とすること。）</p> <p>WEB 広告を実施する際には、ブラックリストの活用や提携先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。</p> <p>また、不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うものとする。</p>

(3) 県民だより紙版の編集

発行名義	編集・発行は広島県総務局広報課
規 格 等	<p>1 判型：タブロイド判</p> <p>2 頁数：4ページ</p> <p>3 刷色：4色カラー</p> <p>4 該当号（年間4回） 「(1) 県民だより WEB 版の企画・コンテンツ制作」の「規格等」の「2 該当号（年間4回）」に同じ</p> <p>5 各号の構成は、「(1) 県民だより WEB 版の企画・コンテンツ制作」の「規格等」の「3 各号の構成」に同じ（ただし、具体的な内容及び量は、上記「1 判型」及び「2 頁数」に沿ったものとする。）</p> <p>6 表紙の企画・撮影の実施 各号の構成に沿った表紙を企画・撮影し、制作する。</p> <p>7 視覚障害者対策：発行1回につき、点字版308部、テープ版36本及びデジ版117本を制作し、県が指示する者に発送。</p> <p>【留意事項】</p> <p>※ 上記5・6について、カラーユニバーサルデザインや見やすいフォントに配慮すること。 また、二次元コード、検索窓などWEBへ誘導する機能を必ず設けること。</p> <p>※ 上記7の数値は変動する。また、点字版は、紙質110k、エンボス式で作成すること。</p>

業務内容	<p>1 業務工程の提案、これに基づく県（広報課・担当課）との打合せ</p> <p>2 写真・イラスト・カット等の手配、デザインの実施</p> <p>3 レイアウト・校正その他編集</p> <p>4 県（広報課・担当課）との確認調整、広報課への完成データ納品</p> <p>5 点字版、テープ版・デイジー版の制作、発送</p> <p>【留意事項】</p> <p>※ 上記1については、「(1) 県民だより WEB 版の企画・コンテンツ制作」に係る「業務内容」の1と合わせて行う。</p> <p>※ 上記2については、「(1) 県民だより WEB 版の企画・コンテンツ制作」に係る「業務内容」の4と合わせて行うものとし、それぞれに適したものを複数提供すること。 なお、著作権、肖像権などに配慮すること。</p> <p>※ 上記5については、受託者が広島県立視覚障害者情報センターと別途契約し、制作、発送及びデジタルデータの作成を委託することとし、その費用は当委託業務に含めること。</p>
その他	<p>県民だより紙版の印刷・配布に関しては、「「ひろしま県民だより」の（印刷・配布）業務」の受託者が実施するため、印刷用データの完成後、速やかに広報課（又は、印刷・配布業務の受託者）へデータを提出すること。</p> <p>【参考】印刷・配布仕様予定（参考令和8年度）</p> <p>1 印刷部数：754,000/回</p> <p>2 配布方法：新聞折込 645,000 部/回 折込以外 109,000 部/回(市町・図書館 6,500 部、市町自治会等 93,700 部、広報課・個人・学校・医療施設・スーパー等 8,800 部)</p> <p>3 送付箇所：折込以外 仕分け 3,200 個口、送付先 1,000 箇所 なお、新聞折込については、朝日、産経、山陽、中国、日経、毎日、読売新聞の朝刊7紙のいずれかを定期購読する全世帯に県民だより紙版を折り込み、配布。</p> <p>※ 「2 配布方法」及び「3 送付箇所」の数値は変動する。</p>